

干リ

ホームページ https://institute-for-libertarian.org メールアドレス info@institute-for-libertarian.org

発行所 リバタリアン協会 編集・発行人 前川範行

ビットコインとその思想

Bitcoin(以下、ビットコインと表記)と言えば、日本では未だに詐欺の代名詞のように思われている。確かにより広い意味での暗号資産・仮想通貨のほとんどコインと表記しか思えないものだ。思想的にビットコインはではいる。とはビットコイン(ビットコインの全ての暗号資産・仮想通貨)は全て詐欺だとの、ではなぜ、彼らはビットコインにはではなぜ、彼らはビットコインにはではなぜ、ではなぜ、ではなぜ、からはまだ知られるのではなが、一般にはまだ知ら紹介させて頂きたい。

思想について語るには、まず歴史を語らなければならな い。一般に言われていることとしては、ビットコインは200 8年に「サトシ・ナカモト」という匿名の人物が「Cryptog raphy」という暗号学のメーリングリストに「Bitcoin: A |Peer-to-Peer Electronic Cash System」と題した論文| |を投稿したことから始まる。それは事実かもしれないが、 ビットコインはそのようなポッと出のテクノロジーではな い。暗号技術によって政府や企業などの恣意的な主体から 個人の自由やプライバシーを守ることを標榜するサイファー パンクの運動は1980年代後半から強い潮流として存在した。 その後約20年にわたり、完全に独立した個人同士がインター ネットを利用して、政府や銀行、特定の企業や個人といっ |た第三者を一切信用せずとも決済、資産の移転を行うこと が出来る仕組みが何度も提案されてきた。本稿ではビット |コインの技術的詳細には一切立ち入らないが、ビットコイ |ンはそのような技術的提案の集大成として登場してきたも |のであり、サイファーパンク運動というリバタリアン思想| がその背景にあったのである。

ビットコインの背景にあるのは、サイファーパンク的な リバタリアン思想だけではない。実は、ミーゼス、ハイエ |ク、ロスバードといったオーストリア学派的なリバタリア |ン思想も、ビットコインに「関係がある」。この文脈では| 現在、サトシ・ナカモトの誕生日が1975年4月5日であり、 これは1933年4月5日に実施された米国民の金保有を禁止す |る大統領令6102号と日付を合わせているという説や、ビッ トコイン論文の提案がリーマンショックの直後であり、政 | 府による恣意的な銀行救済に反対する意図があるという話| が、まことしやかに囁かれている。確かに、オーストリア 学派の思想家は、金本位制を支持したり、民間銀行を政府 |が恣意的に救済するという現在の仕組みそのものが不必要| に好況・不況の波の振幅を増大させる原因となっていると いった批判を行う。ただ、上述のエピソードを以ってビッ トコインとオーストリア学派的なリバタリアン思想に関係 |があると断じることは「都市伝説」の域を出るものではな| いだろう。

もっと直接的に、ビットコインとオーストリア学派的な

リバタリアン思想には関係がある。まず、ビットコインは 発行上限と新規発行に関するルールがプロトコルによって 決められており、誰かが恣意的に総量を増やすことはでき ない(1)。オーストリア学派が金本位制を支持するのは、ま |さにこの点である。欧米各国は、第一次世界大戦に参戦す |るための費用を捻出するために、金本位制から離脱して恣 |意的な貨幣の増発を行った。その結果は、インフレ(通貨 価値の下落)を通じた国民からの不当な資産の没収に他な らない。戦争は、国家という恣意的な主体が国民の自由や 権利を甚だしく侵害する。オーストリア学派はリバタリア ン思想の立場から、まずこの点によって、政府という恣意 的な主体が紙幣を刷り増し可能な法定通貨制度に反対し、 |金本位制を社会の基礎とするように訴えるのである。金本 位制は数多の批判に晒されている。オーストリア学派はそ |の批判への応答を行なっているが、筆者の不勉強と紙幅の 都合により詳細は割愛する。

2020年代初頭に世界は、未知の感染症を理由として政府が人々の自由を恣意的に制限する事態を経験した。また日本では、社会保障支出を理由として政府支出が拡大しており、新規国債発行と日銀引受によってこれを担保している。その帰結は、オーストリア学派に言わせれば、政府が市場を歪めインフレによって個人の資産を不当に収奪するということになろう。「自由」を取り戻すための手段として、読者諸氏もビットコインに「賭けて」みてはいかがだろうか。(K.S.)

(1)

ビットコインネットワーク全体の採掘速度の50%以上を支配する「51%攻撃」や、チェーンをハードフォークさせて「俺のルール」に多くの参加者を従わせるといった方法で新規発行をコントロールすることは不可能ではない。しかし、前者はこれまでに成功したことがなく、後者の例はあるもののビットコイン本体よりも成功した例はない。

リバタリアンな市場と民営化

リバタリアンな市場とは、民営化とは何を意味するのか。 リバタリアンは応答しなければならないだろう。

通常、「市場」と言えば、貨幣的な交換のみを意味するだろう。具体的には、商品や株式の売買、雇用、そして政府関係部局の取引がそれにあたる。よって、「ご近所づきあい」や読書会のような非貨幣的とみなされる行為は除外されている。この見解に対して、リバタリアンが言うべきことは「それはおかしい。」その一言である。

まず、貨幣とは何を指すのか。国家が介入する中央銀行で発行されたものだけが貨幣ではない。貨幣とは最も交換に使用される商品のことである。よって、我々が日ごろ目にする「●●銀行券」だけが貨幣になるのではない。状況に応じて貨幣は変化する。歴史的には、タバコ、砂糖、塩、牛、釘、銅、穀物等、多種多様な財が貨幣として取り扱わ

1 ビットコインとその思想 **1** リバタリアンな市場と民営化

3 ガーシー騒動に見る「暴露」

4 リバタリアン・ユートピア~2~

5Student for Liberty について

- ●『リバタリアン』寄稿者募集中 希望者はリバタリアン協会メールアドレスまで
- ●【宣伝】ディスコード・サーバー 「リバタリアン・サークル」 へ集え! https://discord.gg/3zhmqSKT2W
- ●ツイッター、フォロー求む @instLibertarian
- ●次号(第3号)は6月1日発刊予定

れていた(1)。あくまで貨幣は「最も交換に使用される商品」であり、必ずしも道徳や権利が含意されている訳ではない。いわば社会構築主義的なトークンに過ぎないのだ。ゆえに、リバタリアンは貨幣のすべてを肯定する訳ではない。特に、準備率が100%に満たない(=すべての預金者が同時に引き出せない)現状の銀行制度と銀行券に対しては異議を唱えなければならない。それは、詐欺だからだ(2)。法定貨幣は「政府の信用」のみに紐づけられており、政府が好きなタイミングで好きなように「発行」できることを意味する。そのような貨幣は非リバタリアンな「市場」において肯定されるかもしれないが、リバタリアンな市場においては唾棄すべきものである。

商品の売買においても、また、非商品経済とされる「ご 近所づきあい」においても、人々の交換を一方的に規定し、 妨害する政府統制下の貨幣は市場を、つまり人々の交換を 破壊する。政府が統制する貨幣経済下の「市場」では、政 |府構成員とその協力者以外の人々は、望んでもいないもの を強制的に供出させられることになる。本来、あなた自身 |のものであったはずの財産は、直接的には税金として収奪 |され、間接的には規制による機会費用によって損失を被る。 政府がなければ収奪されなかった、あるいは機会費用を生 じることがなかったはずの時間と資源(労働・資本等)は、 もしかすると「ご近所づきあい」に代表される共助に用い |られたのかもしれないし、好きな商品を購入することで自 助に用いられたのかもしれない。いずれにせよ、政府の市 |陽破壊行為は、資本財と消費財の生産及び消費、そして多| くの場合非貨幣的とされる共同体や人類に対するコミュニ ケーションを蔑ろにする。税と規制によって窮乏する人々 は、次第に「政府頼み」の病に伏し、他者の人格の軽視と、 |共同体からの撤退へ向かう。税による窮乏によって、他人 |に構っていられる時間と消費財の余裕はなくなるのだ。

さて、では今度は民営化についてはどうだろうか。通常、「民営化」と言えば、ある部局を政府の外へ転出させるもので、株式会社の形をとることが多い。なるほど、確かに政府部局が質と量の両方において減ずることはリバタリアンにとって望ましいことである。しかし、政府が推進する「民営化」は、本当にリバタリアンにとっての民営化なのだろうか。「否!違う!」リバタリアンはそう答える。では何が違うのか。

上述の通り、リバタリアンな市場は「自己所有権を侵害 しないこと」が肝要である。よって、人々から強制的に毟 |り取った税金で運営されている組織による行為は不正であ り、その結果生じた状況は市場の営為とは言えない。リバ |タリアンの云う民営化とは、「ある財産や制度が、自己所 有権を侵害する集団・個人から、自己所有権を侵害しなレ |集団・個人へと移されること」を意味する。例えば、日本| 国有鉄道からJRに移管された例は、政府からすれば「民営 化」かもしれないが、リバタリアンにとって民営化とは言 えない。なぜなら、国家による「諸立法」及び国交省との 渉外によって自己所有権を侵害し続けているからだ。特に、 JR北海道・JR四国・JR貨物(そしてこれらに加えて2016年 まではJR九州)は「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株 武会社に関する法律」によって、「経営安定基金」が国家 により指定され、その管理は省令による。これは補助金で あり、税金が原資であり、自己所有権の侵害である。当然、 IJR東日本・JR東海・JR西日本・JR九州、そして数多くの鉄 道事業者も無辜ではない。整備新幹線助成事業、都市鉄道 整備助成事業、鉄道駅総合改善事業費補助、そして近年流 行りの上下分離など侵害の例はキリがない。ただし、中に は国家により強制的に事業の対象となり、補助金を収受 「させられている」ケースもあるだろうから、リバタリアンは血眼で注視しなければならない。その他の例として簡単に付け加えておくと、「郵政民営化」によって郵便局は「民営化」したとされるが、例えば、いまだに信書の郵送は(政府の)独占業務であり、民営化しているとは言えない。

ところで民営化はどのような過程を経て行われるべきか。 政府の占有物の民営化は、大方次の方法に峻別される。早 №者勝ちによる方法、被害者の調査と返還による方法、そ して「合法的」方法だ。マレー・ロスバード Murray Roth խard によると、通常、政府の原資は税金であり、その不 正によって得た占有物に権利はないため、政府に財産権は 存在しない。もし、所有者が明確に分かるものであれば当 人に返すべきではあるが、税は誰のものだったのか判別不 能なので、政府の占有物だったものはそのまま取得しても |構わないと考えられる(3)。よって、基本的には早い者勝 |ちが奨励されるだろう。また、その派生として、早い者勝 |ちした人が「占有物競売会社」を設立し、占有物を競売す |るかもしれない。これはいわゆる転売であり、早い者勝ち と競売に関して「企業家精神」が求められるだろう。この 方法は闇市・ブラック・マーケットの形で、古今東西行わ れてきた。

一方、ロバート・ノージック Robert Nozick は、過去 の不正はすべて匡正されるべきであり、また、彼は遺産相 続を認めたため(相当ラフだが、)過去に所有物を奪取さ れた子孫は貧しいので現在貧しい人に匡正分をまず分配す |べき、と考えている(4)。私は、遺産相続をリバタリアン |な権利から導出できるとは考えていないため彼の主張をそ |のまま受け入れないが、彼の考えに依拠すると、すべての 被害者と被害額を調査し、その割合に応じて占有物を分配 するか、あるいは被害者と被害額が判明する度に、既に分 配された人の財も含めて分配し直すことになるだろう。こ |の方法は、誰が調査し、分配するかについて経済的な動機 に欠け――もしかすると、信念溢れる人が無償で行うかも |しれない――分配コストが膨大になる恐れがあるほか、過 法の不正から生じた財産の余剰についてどうするのかにつ いて論争になるだろうが、リバタリアンな権利観に合致し たものだ。

最後の「合法的」方法についてはどうだろうか。これは 世界自身のルールに則った場合、十分には で民営化を志可能な で民営化を表すした。 で民営化を表すした。 で民営化を表すした。 ではる方法主義を ではる方法と、 を言わせる方法と、 を言えだるが を言えば、 を言えな、 を言えな、 を言えな、 を言えな、 を言る。 を言る

結局のところ、正しい民営化の方法や、「効率的」な方法は私にはまだ分からない。しかし、いずれの方法にせよ、極少数の人間の手では成せないだろう。 (前川範行)

(1)

Rothbard, Murray N. (2005) What Has Government Done to Our Money? 5th ed., Ludwig von Mises

Institute, p.8. 岩倉竜也訳(2017)『政府は我々の貨幣に何をしてきたのか』デザインエッグ社、p.13。

(2)

Rothbard, Murray N. (2005) What Has Government Done to Our Money? 5th ed., Ludwig von Mises Institute, p.36-47. 岩倉竜也訳 (2017) 「第12章:貨幣倉庫」『政府は我々の貨幣に何をしてきたのか』pp.40-51.

Rothbard, Murray N. (1998) *The Ethics of Liberty*, New York Press. 森村進・森村たまき・鳥澤円訳 (2003) 『自由の倫理学』勁草書房、pp. 70-71, pp. 219-218。

詳しくは以下を参照。Nozick, Robert (1974) Anarchy, State, and Utopia. 嶋津格訳 (1994) 『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社。

ガーシー騒動に見る「暴露」

ガーシー国際手配の概要

東谷義和氏(以下、ガーシー)は、ギャンブルの資金を集めるため、さまざまな芸能人の名前を無断で利用し詐欺を行い、YouTuberにより詐欺行為を告発され、ドバイへ逃亡した。その後、YouTubeやInstagram上にて、複数の著名人の私的な生活の様子を告発している。2022年にNHK党から参議院議員に当選するも、一度も登院せず翌年除名処分となった。

議員除名後、暴力行為等処罰法違反(常習的脅迫)や威力業務妨害などの疑いで、警察は逮捕状を請求した。海外に滞在するガーシー氏が任意の出頭要請に応じず、告訴した著名人らへの脅迫も続いていることから逮捕の必要があると判断し、日本国警察当局は国際刑事警察機構(ICPO)に国際手配を要請した。

警察による表現弾圧

前提として、私はガーシー氏を支持しているわけではない。加えて、ガーシー氏の「暴露」の内容が真実であるか、私にはわからない。私の関心は、ガーシー氏の「暴露」内容が真実であるか否かとは関係なく、「暴露」そのものにある。何故なら、リバタリアンな理解によれば、「暴露」とは単に、自己所有権に基づく行為に過ぎず、その内容の真偽は関係ないからだ。問題なのは、そうした行為を「脅迫」、「名誉毀損」などと大衆を焚きつけて言論弾圧し、人々の自由を侵害する国家権力の存在にある。

ガーシー氏の報道の際、「脅迫」という語がしばしば用いられているが、それが意味するところは明らかではない。 日本国における法的な意味では、脅迫とは害悪を告知する 行為を言う。例えば「ぶん殴ってやる!」「秘密をがらしてやる!」と相手に対して言うなどが該当する。脅迫医 するリバタリアンな理解では、発言の内容が暴力や脅迫 する人はまさに犯行予告をしているのだから、被害者 にいる人はまさに犯行予告をしているのだから、被害者 にいる範囲内で正当防衛することも考えられる。一方、 相当な範囲内で正当防衛するとも考えられる。 言の内容が名誉を傷つける場合などは、リバタリアンの理 解では犯罪にはならない。

さて、ガーシー氏は身体や財産への侵害を告知したのだろうか?答えは否である。ただ、脅迫の内容が単に他人の名誉に害を加える旨を告知する場合については、名誉毀損の告知となんら変わらないので次節で扱う。

名誉毀損は犯罪ではない

名誉毀損とは「犯罪」と呼ぶにふさわしいほど「悪い」ことなのだろうか?確かに、批判されたり、虚偽の情報によって自己の評判が傷つくのは嫌なことである。しかし、リバタリアンな理解では名誉毀損は犯罪にならない。何故なら、名声や名誉は明らかに被中傷者の所有物ではないので、その所有者たりえないからである。他人に対する評判は、各人の思考の中に存在する。あなたが他人の脳を所有できないのと同様に、あなたは他人の評判を所有すること

はできない。それゆえ、他人の思考の中で自己の評判が侵害されたところで、あなたは他人の脳内について訴訟を提起する権限を持たない。名誉毀損は、非暴力的な方法、すなわち対向言論によって解決されるべき、と言うのがリバタリアンな理解である(表現の自由市場)。

さらに、名誉毀損と称して人々の言論を制限することは、 さまざまな問題を引き起こす。

第一に、名誉毀損の禁止は、言論活動に対する規制である。名誉毀損の禁止はまさに「ある人が別の人に自分の考えを伝えたり……影響を及ぼそうと試みたり……することを禁じようとしているのである。」

第二に、規制の範囲が漠然としている。リバタリアンは、他人の意志は所有できないとして、「名誉」に保護法益を認めない。しかし仮に「名誉」が保護法益だったとして、「名誉」とは何なのだろうか?「未成年淫行」をしていないという「名誉」が存在するのだろうか?また、「公益目的」とは何だろうか?ガーシー氏が自身の暴露について一言「公共の電波を独占的に利用するテレビ業界への批判であって、公共目的の批判である」と言えばどうなのか?

第三に、名誉毀損により「被害」を受ける、すなわち利益を得るのは誰だろうか?答えはもちろん々である。マレー・ロスバード Murray Rothbard はこの点に関して、名誉毀損罪を批判する。「この状況は貧しい人々にとって差別である。何故なら貧しい人々の方が、中傷者に対立は貧のである。可能性が低いの方が、現在のシステムは貧のから、明れても差別している。の意味でも差別の意味でも差別した。」のは、多は浴園である名誉毀損訴訟を起こされる恐れか論を配っている。」のは、1(2)

第四に、名誉毀損などによる知識の伝達は、社会的制裁(ネガティブ・サンクション)としての効果があり、利益になる。例えば、小児性愛者で強制性交等の前は世別を表したという。特に見童に対する性犯は「報を発えられるの関心では、教育機関やまたなどの関心では、なるものは存在とが、後のよりでは、なるものは存在である。リッテンなで、後である。のは存在である。リッテンなで、後である。リッテンながである。リッテンなでは、育費を支払問題にである。しかし、後であるは、できる。しかし、離婚相手が養育費を支払わない。もちの親は、離婚を支払い。しかし、後では、後で表別の発信を表別し、社会的に圧力をかけることができる。もちんされるは、自体の日本国の法制度において、これらは犯罪と見做さる。

最後に、名誉毀損を違法にすることで、大衆はメディアを信用しやすくなる。名誉毀損が違法である現行法下において、虚偽の名誉毀損情報を流布することはリスクを伴う。 それゆえ、多くの人たちはメディアに権威を認めるようになる「メディアがこの情報が流布してるということは、この情報は真実なのだろう。」リバタリアンな社会では、誰もが合法的に虚偽の名誉毀損情報を流布できるため、多くの人々は情報源を重視するようになるだろう。

結局のところ、名誉毀損罪の目的は「他人に対し自己の評判を強制すること」にあり、権力者が、自己の評判を強制する費用を社会一般に転嫁させたり、一般人の表現を萎縮させ、情報の活用を阻害する。

国家とメディアの癒着関係

「政治的に公平」な報道をすると期待するのは無理である。 国家が莫大な電波広告料をメディアに独占させること自体リバタリアンの批判対象であるが、リバタリアンでなくともさまざまな問題点を指摘することができる。例えば、ジェンダー論者がよく言う「メディアによる性搾取」問題などは、国家が付与した権力や権威によって増長していると理解することも可能である。(中条やばみ)

(1)

Walter Block(1991, 初版1976), Defending the Under endable: The Pimp, Prostitute, Scab, Slumlord, Libeler, Moneylender, and Other Scapegoats in the Rogue's Gallery of American Society, Fox & Wilkes. 橘玲訳 (2020) 『不道徳な経済学』早川書房、p.130。

Murray N. Rothbard(1998), *The Ethics of Liberty*, New York University Press. 森村進ら訳(2003)『自由 の倫理学』勁草書房、p.151。

リバタリアン・ユートピア~2~

無政府な道路

無政府社会の有料道路

無政府社会で道路はどのように供給されるのか?多種多様な方法で供給されるだろうが、典型なものは有料道路である。現在でも、有料の道路や橋、トンネル、ドライブウェイなどが市場で供給されている。このタイプの道路は、料金を支払わない利用者を排除することが可能であり、道路の利用度合いによって価格を調整することができる。そのため市場によって十分に供給されると考えられ、実際されてきた。

企業は顧客から料金を徴収するために、有料道路の一定 |の区間ごとに自動料金収受システムや有人の料金所などを 設置している。有料道路利用者は、道路から退出する際にE TC等で料金を支払う。さらに、地域、曜日、時間帯、車種 などで料金が異なる場合もある。これらはリバタリアン社 会でも同じだろう。ただ、道路が民営化されれば、料金シ ステムやサービスは市場競争によって一層の多様性を持つ だろう。例えば、GPSシステムを使えば、需要に連動して 料金を変動させるpeak lord pricingの効率性がさらに上 |がる可能性がある。基準の金額(例えば軽自動車は5円/km)| をあらかじめ定めておけば、道路の利用状況をリアルタイ |ムで反映した割引金額を利用者に通知することによって、 普段は他の移動手段を利用している消費者をも惹きつける ことができるかもしれない。このことは観光道路ではさら に当てはまるだろう。料金変動制は道路利用者の過度な集 中を分散し、移動の効率性を高め、価格を低く抑える。

また、国家が所有する道路とは違って、有料道路の通行規制は支払いの対価(サービス)である。従って、道路所有者は自動運転システムを許可することも可能であるし、事故発生状況に合わせて速度制限を設定することができる。各企業家たちは競争相手の成功や失敗から、さまざまな情報を獲得し、我々の予想できないサービスを作り出す。

複数の企業が道路を所有しているのであれば、道路の乗り換えが大変ではないか?確かに、いくらか取引費用が生

じるかもしれない。しかし、我々は高速自動車国道から一般国道、都道福県道、市町村道など、各企業家が提携しる。日常的に利用している。同様に、各企業家なこと利便性を追求するだろうと考えるのはもっといこなるから、交通機関の乗り換え輸送は一つのモデルになるから、のえば、道路会社A・B・Cは同じ料金収受システムを採用し、利用者の利用区間を確定する。X氏の運転路がA社の道路から入り、B社の道路を経由し、C社の道路から退出したとしよう。C社は区間A~Cの利用料をX氏からら退出したとしよう。C社は区間A~Cの利用料をX氏かららし、A社とB社に利益を配分する。企業が取引費用を可能で低下させたいならば、月額制や年額制にすることもである。

「道路を利用するだけで料金が必要だなんてとんでもない!」と言う人がいるかもしれない。しかし結局のところ、公営の道路は自動車関連税やガソリン税、その他の税金を支払っており、道路は有料なのである。

「無料の」道路

では有料ではない道路、つまり「無料の」道路はないのか?あるとすればどのように供給されるのか?。各企業は、自己の利益のため、消費者に「無料の」道路を提供する場合もあれば、比較的小規模のコミュニティが契約して道路を共有化したり、通行権を相互に認める可能性がある。無論、無主物の土地はいくら出入りしようと自由である。

わざわざ「無料の」と言っているのは、それは結局のと ころ消費者が道路の利用料を負担することになるからであ る。例えば、飲食店や小売店の前に面する道路の多くは、 消費者の利便のために、店側が費用を負担するかもしれな い。しかし、実際にはその店の商品に価格が価嫁されてい |るということもあり得る。また、鉄道会社が管理開発を行 |うことで、駅付近の土地の通行料は家賃と共益費に含まれ |るかもしれない。鉄道会社は乗客者数を増やすためビルや ショッピングモール、ホテル、マンション、観光地を開発 している。また、高速道路網においてサービスエリアが発 展したように、道路会社は交通量の多い場所に(もしくは |交通量を増加させるために) 施設を建設することができる。 考えてみれば、集合住宅に住む人たちは、まさに他人の部 屋・通路に囲まれているわけであるが、自分の部屋まで辿 り着くことができる。なぜかといえば、共用部分などの費 用を負担しているから。住民は定期券を買うよりも楽に道 路を利用するに違いない。

コミュニティの例は現行法下でもさまざまである。地域の自治会からヤマギシ会、京都大学熊野寮、前進社、子供の秘密基地などを想起せよ。リバタリアン社会では、互いの同意があれば、財産を共有することが可能である。

現行の法制度では、通行権として通行地役権や囲繞地通行権が知られている。リバタリアンな理解では「他人の土地を通行する権利」なるものは存在しないが、袋地の所有者は囲繞地の所有者に契約を申し込むことができる。

忘れられた移動手段?

道路の民営化の話では、主に自動車やアスファルトの道を想像することが多いが、移動手段は多様である。軽く上げても、自動車、でス、タクシー、飛行機、自転を車、だる、自動車、では、なのことは、交通手とを主ないる。単れる事業者は絶えず競争にさらされる、と自身が管理をはある。例えばある企業が、迷惑なことに、自身が管理を利用している交通会社は撤退せざるを得ないし、住民は引った道路の利用料を著したがあるを得ないし、住民は引ったがもしれない。通信事業者や地方自治体が現に行るだめように「乗り換え割」を提示する企業も出てくるだめように「乗り換え割」を提示する企業も出てくるだろう。道路会社が市場を無視し料金を引き上げるなだろう。道路会社が市場を無視し料金を引き上げるが手にするのは誰も使わない土地である。

日常の交通

都市部に住んでいる私(中条)は自分の財布や地域の特色などから住む部屋を決定する。私は共益費の対価として、仲介会社から周辺の道路を利用する権利が付帯した賃借権を得る。日常的な利用に関しては、自分の使わない道路の

費用を負担せずに済むので私の財布は潤う。職場へ行くにしている通行権を利用し、あるいは電車やバスを使い移動する。ある日友人は私を、契約しているのとではない場所にある遊園地に活けない場所にある遊園地に誘躍地は「近畿道路株式会社」がならきた。近週地で、無料の送迎バスを提供しているのおないで、大変を関地に到着することができる。まからはまるがでで、東京に赴き、最高駅のさまなくがあるいはを行バスで、東京に赴き、東京のと、目でで通機関を利用できる3日間フリーパスを購入し、目ででのイベントや美術館、ショッピングを楽しむ。

このような日常はやや理想的過ぎるかもしれない。しかし、一般に考えられている道路売却のデメリットは誇張されているように思われる。

環境主義者、愛国者、フェミニストと民営化

非リバタリアンであっても、道路の民営化に賛成することができる。

外国人が嫌いなタイプの愛国者は、同質的な仲間を集めて閉鎖的なコミュニティを運営することができる。地域住民が結束して自己所有権を行使し、その地域から「外国人」を排除できるし、「外国人」に福祉を提供する必要もない。

フェミニストも同様である。男女平等や性的少数者の権利獲得を目指して地域住民で相互に契約できる。有志さえ集まれば、「女の法」や「女の町」すら手にすることができるかもしれない。(中条やばみ)

(1)帰結主義的な立場から道路の私有財産化を主張するものに『自由のためのメカニズム』、『無政府社会と法の進化』などがある。

Student for Liberty について

皆さんこんにちは。Students For Liberty Asia-Pacificでローカルコーディネーターを務めております Hikaru Ito (いとうひかる) と申します。このたびはリバタリアン協会の機関紙『リバタリアン』に寄稿させてもらえますこと、とても嬉しく存じます。

本記事では、①SFLの概要、②なぜリバタリアニズムをベースにした(学生の)団体が日本で必要なのかの2点を話します。特に②をメインに、SFLをどう根付かせていくかを焦点にします。

数年前に、同組織が設立されていたと、地域マネージャーや私を誘ってくれた韓国の大学生から伺いました。その時は定着しなかったようです。投稿を見る限り直輸入ではなく、SFLの後援という形で国際交流系のインカレークルといった形態をとっていたようです。おそらく、受け入れ側がそもそもリバタリアニズムを守り、促進する団体の存在を深く認知していなかった可能性が高いとみています。今回折角、私が引き受けたからには、草の根で定着させたいと強く思います。

Students For Libertyとは何か?

現在私が所属しているStudents For Liberty (以下SFL) について紹介します。第一回のウェビナーでも紹介しておりますので、ぜひご覧ください 。

Students For Libertyの設立経緯ですが、アメリカの大学の政治空間において保守・リベラルの二分論のなかで、リバタリアンの学生組織は存在せず、リバタリアンの学生は非常に孤独な存在であり、全米の大学を結び付けるネットワークの必要性が求められたという過去があります。実体としてはアメリカのNPO団体で、いわゆる501(c)3 団体として設置されています。簡単に説明すると、審査基準が厳しいかわりに、課税が相当免除される団体です。

SFLは2007-2008年に北米で始まって以来、2018年にアジア太平洋地域、2021年にMENA(中東と北アフリカ)が開始するなど東アジアやロシア連邦を除きほぼすべての地域にネットワークができあがりました。そして、2023年4月20日時点で日本3名(近々4名に)、韓国6名、台湾1名のメンバーで、2023年東アジアでの活動がついにスタートしました。

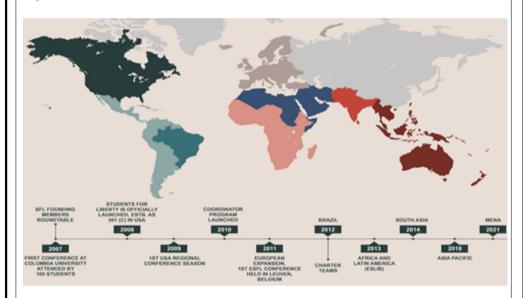


図1 SFLの分布

SFLは2008年と比較的最近できた団体でありながら、リバタリアンの学生ネットワークのなかでは世界最大の団体、ネットワークです。ビジョンとミッションを見てみましょう。

ビジョン

A Global Network of Leaders Advancing Liberty in All Aspects of Society.

社会のあらゆる局面から自由を求めるグローバルなリーダー 達のネットワーク

ミッション

Educate, Develop, and Empower the Next Generation of Leaders of Liberty.

自由を求める次世代のリーダー達を教育し、育成し、力づける

これだけを見ると自由を追い求めていれば、どのようなアスペクトでもよさそうです。しかし定義を確認すると、Advancing Libertyとはリバタリアニズムのプリンシパルを気づかせ (awareness) 、受け入れさせ(acceptance)、実行させる(implementation)こととされており、あくまで基盤にあるのはリバタリアニズムの理念です。主な目的はリバタリアンを増やすことなので、SFLはリバタリアニズムについて知らない学生も対象としています。最悪リバタリアンにはならなくても、これから世界中で、各国内で活躍するだろう若い人材が、少しでも自由のマインドを持ってくれるだけでも十分な価値があります。

なぜ学生のリバタリアン団体が必要か

ここからはなぜ私が日本においても学生のリバタリアン団体が必要だと考えたのかについて述べていきます。リバタリアン思想は、政治空間において、まったくなされていません。

私は学部生の頃、政治家の方とお会いし、官庁訪問、公務員試験、政治サークル?に幸か不幸か一般的な大学生よりは携わることができました。そこで交流した彼ら/彼女らは、ほとんどが人格的にも優れており、私よりもよっぽど優秀な人たちばかりであり、それらの体験は私に素晴らし

い学びをたくさんもたらしてくれました。しかし、不幸なことにどう税金を集めて(多くの場合、消費税は減税、法人税、所得税の強化)どう配るかということをその優秀な頭で考えるのです。このようになるのは、当然だと思っています。なぜなら、政治や行政に興味があるということは、基本的になにかが足りないという意識があり、「自分は○をやりたい」という明確な意思を持った人が多いからです。ただ、権力機構の強大さや危険性は考えていないといってよいでしょう。

私個人としては、リバタリアニズムの価値とはその寛容さ、多様性にあると考えています。人間は個々では不完全な存在であり、人々は強制ではなく、自発的な活動を通して補完し合いながら生きていくしかない。なぜ強制的に他人から強奪した金を使おうとするのか理解に苦しみます。こどもを始めから財源としてしかとらえない、税金を自分の金かのように語り、大盤振る舞いすることを嬉々として語ることは私の矮小な脳みそはとても理解できません。

それらの実地体験を経て、私の中に危機感が生まれまし た。奇しくも前川範行氏が現在、緩やかにでもリバタリア ンを連帯させる組織が存在しない と『リバタリアン』の創 刊号で述べたように、リバタリアンの人間にも一定の基盤、 組織が必要だと考えました。やはり、個人が徒手空拳で影 響力を及ぼすことは難しいと思います。しかし、政党の学 生部や政治系のサークルに対するカウンターパートとして 緩い連合をつくることは、効果的であると考えています。 また、リバタリアンな傾向を持った人はあまり政治、政策 孫の場には出てきません。しかし、私よりも資質のある人 材が前に出ないと、自由社会の実現から遠ざかります。政 |府の規模と複雑性が大きくなればなるほど、有権者が投票 箱を通じて政府の政策を支配するために知らなければなら ないことは多くなるため、政治に無関心でいることは、責 められることでは全くありません。しかし、政治界隈では 「若いのに政治に関心持っていて偉いねえ」に代表される ように、なぜか政治は徳の高いものであり、関わらない・ |興味のないことは愚かであるという風潮があり、それらに| |辟易してしまったのも、リバタリアンの団体が必要だと思っ た理由です。

SFLに加入する上での利点、今後の方向性など

いくつか、利点を述べるとするならば、まず交友の幅が 広がることです。すぐにとはいかないでしょうが、扉は開 かれています。個人として全世界のリバタリアンと繋がこ とも可能ですが、SFLという団体を経由することで名刺代わ りになることもあります。SFLから卒業生した人の集まりも あるので、卒業した後もどこかで役立つかもしれません。 また、Eラーニングや、ウェビナー、研修旅行の体験などは 今後どのようなキャリアをあなたが歩もうとも(政府セク ターから民間企業、国際機関、NPOまで)有意義なものにな ると確信しています。

また、一人で言論をするよりは、団体のなかであれば、まだ発言しやすいと感じてくれる方もいるだろうと思います。そういった方々に対しての代替案、プラットフォームなれば幸いです。そして、あわよくば外に出ていって色んな方々と議論を交わしていただきたいです。

少なくとも現状のSFL EastAsiaはゴリゴリのリバタリアン団体ではなく、リーダーシッププログラムと、思想的基盤としてリバタリアニズムを内包する団体といえます。私個人もそこまでラディカルではないと自覚しています。

Atlas Network に努めているSFL North Americaのオリ ジナルメンバーである友人にいわれたのは、「リクルート において大事なのは、すべて一緒であることではなく、 つのトッピクで同意できれば十分」ということであり、 ライアンスをつくることです。同意点は移民制度改革、ブ ロックチェーン、人権擁護、銃の保持かもしれない。要は、 広く同意者を増やすことが団体として、運動として重要で あるという指摘です。人数を集めるなら国際協力、交流で きるといえば済むのですが、それは団体の理念としてはど うなのかと思っており、少なくとも立ち上げの段階では多 少なりとも、リバタリアニズムに関心、理解のあるメンバー で構成しようと思っていました。しかし、入ってから少し でもリバタリアニズム成分?を吸収してもらうという方向 性も考えています。SFLにとっての自由は主に、経済的自由 (他団体との差別化のために強調したい点)、個人の自由 (パートナーとのあり方から、日常生活の選択まで)、学 問の自由(学生らしい観点であり、日本において左派系の 教授に対して強調したい点)の3つが挙げられているものの、 どのように自由を正当化するかは個々に委ねられています。 |例えば、韓国のメンバーは、「特にアジアでは経済に関心 をもってくれる学生は少ないから、人権にフォーカスをす るとよい」と言っていました。それも一つの手段であるの で多様な価値観を取り入れ、規模を拡大していきたいと思 います。このあたりが、リバタリアンの学生団体と銘打た れながら、日本で左派的と呼ばれるような人権擁護の活動 や環境運動(あくまでFree market environmentalismの 視座から)、女性の権利擁護(自由社会において当然) 国際連合、ヒューマンライツウォッチ、アムネスティイン ターナショナルにコミットするメンバーもいる理由です。 |それらを踏まえ、リバタリアニズムを知るきっかけをつく る団体というポジションがしっくりくると考えています。 ゴリゴリのリバタリアン路線ではなく、あくまでリバタリ アニズムをベースにゆるく人権擁護、国際的なネットワー 夕として、孤独を感じがちなリバタリアンのための一つの プラットフォームを提供する団体です。

申し込み方法、連絡先について

最後に、コーディネータープログラムの申し込み方法についてお知らせします。いくつかのプロセスを経る必要があるため、私にメールを送っていただけると幸いです。

hito@studentsforliberty.org

こちらの申し込みリンクと、詳細についてお知らせいたします。

https://studentsforliberty.org/asia-pacific/local-coordinator-program/

面接の日程を書き込む箇所があるので、都合のいい日時を選んでください。アジア太平洋を担当しているマネージャーと面接になります。私もなるべく同席できるようにします。この記事を読んで Students For Liberty に少しでも興味を持ってくれた方、あるいは、もっと知りたいという方は連絡をください。また、トピックなどの募集もしているので、意見をお寄せいただくと幸いです。

最後になりますが、リバタリアン協会さんとのウェビナーイベントも鋭意企画中です。リバタリアン協会を世界に広げていきましょう。イベントのレポートなども、こちらに載せられたら幸いです。(いとうひかる)

推薦図書

●Rothbard, Murray N. (2005) *What Has Government Done to Our Money?* Ludwig von Mises Institute. 岩倉竜也訳(2017)『政府はわれわれの貨幣の何をしてきたのか』デザインエッグ社。

こちらはロスバードによる貨幣論の著作である。

経済、人間行為の根幹である(間接)交換において必須となる貨幣が主な論点となっている。

経済(交換)の仕組みから始まり、貨幣が政府によって絶えず「改鋳」されてきた歴史を綴っている。

ロスバードの主著の『人間、経済及び国家』の貨幣版かつ初学者版といった内容であり、オーストリアンとリバタリアン 必読の書と言えるだろう。

英語版はミーゼス研究所のホームページにPDF版があり、日本語版は訳本が出版されており入手難易度は低い。 (前川範行)